



各種手当・給付金

しまいくサイト



● 児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。子どもが中学校を修了するまで、子どもの養育者に手当を支給します。

受給できる人(保護者)

- 島田市に住所を有し、支給対象となる児童を養育する父母等のうち生計中心者*の父。
*児童手当における「生計中心者」とは、父母等のうち所得の多い方になります。
(所得が同等の場合は、税法上の扶養や健康保険の扶養などにより判断します。)
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は児童と同居している方に支給します。
(その場合、別途提出を求める書類があります。詳しくは子育て応援課までご相談ください。)

支給対象となる子ども

- 中学校卒業まで*の日本国内に住所を有する子ども。
*「中学校卒業まで」とは、15歳の誕生日以降の最初の3月31日までをいいます。

手当額(支給対象となる児童1人月額)

- 3歳未満: 15,000円
- 3歳以上小学校修了前: 10,000円(第3子以降*は15,000円)
- 中学生: 10,000円
- 特例給付(所得制限限度額以上): 5,000円
*児童手当では、18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの子ども(高校卒業まで)を第●子と数えます。

所得制限

請求者の方が所得制限限度額以上の場合、特例給付となります。

扶養親族数	0人	1人	2人	3人
所得制限額	622万円	660万円	698万円	736万円

以降1人増えるごとに38万円を加算します。

所得から社会保険料控除等の相当額として一律8万円を控除した金額で判定します。その他、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、(当該控除のみなし適用を申請する場合は、その額を控除した額)勤労学生控除がある場合は、相当額を控除します。

▶ お問い合わせ先 島田市役所子育て応援課 ☎36-7159

● こども・未熟児の医療費助成

こども医療費助成

18歳までの子どもの通院及び入院にかかる医療費の一部を助成します。医療機関を受診するときに、「こども医療費受給者証」を保険証と一緒に窓口へ提示してください。受給者証を使わずに受診したときは、子育て応援課または各支所の窓口で償還払い(払戻し)の申請をしてください。

未熟児養育医療について

身体的に未熟な状態で生まれた乳児が、発育に要する入院治療を受ける場合に、保護者に代わり、医療費などを公費で負担する制度です。指定医療機関の医師から意見書を交付されましたら、速やかに養育医療の給付申請を行ってください。

▶ お問い合わせ先 島田市役所子育て応援課 ☎36-7159

● ひとり親家庭支援手当・給付金

児童扶養手当

母子(父子)家庭等のひとり親家庭の『生活の安定』と『自立の促進』を通して、子どもの福祉の増進を図るために、所得に応じた手当を支給します。

母子家庭等医療費助成

所得税が非課税となるひとり親世帯に対し、保険適用分として負担した医療費を、3月後に助成金として振込みます。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母(父)の人が、技術を身に付けるために受講する通信教育費や専門学校への通学費について、講座終了後に給付金を支給します。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母(父)の人が、就職に有利で生活の安定につながる資格取得を支援するため、専門学校等の受講期間のうち一定の期間について生活費の一部として給付金を支給します。

▶ お問い合わせ先 島田市役所子育て応援課 ☎36-7159

● その他手当・助成金

育メン応援奨励金

市内在住の男性が育児休業を連続して5日間以上取得(勤務日を要しない日を除く)すると、1日あたり5,000円(上限10万円)の奨励金を島田市金券にて支給します。またお勤めが市内の場合、お勤めの事業所へも同額支給されます。*条件がございますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ お問い合わせ先 島田市役所商工課 ☎36-7164

もしもの時のために

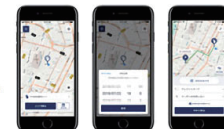
- ・ かりつけの産院
- ・ お迎え先
- ・ 予定日

を事前登録しませんか?
是非お問合せください!



有限会社平和タクシー
静岡県島田市向島町2962-5
TEL:0547-36-1000

タクシーが呼べるアプリ。
JapanTaxi



2019年夏、交通系IC、各種キャッシュレス決済に対応開始!!